

市民文教委員会会議録

平成28年1月14日(木)

(開 会) 9:00

(閉 会) 11:36

【 案 件 】

1. 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願
2. 学力向上施策について
3. まちづくりの推進について

【 報告事項 】

1. マイナンバーカードの交付事務の経過について (市民課)
2. 小中一貫校建設工事の進捗状況について (学校施設整備推進室)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまより委員会を暫時休憩し、白旗山メガソーラー建設予定地の現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 9:00

再開 10:10

委員会を再開いたします。

前回の委員会において要求しておりました資料について、事前にお配りさせていただいております。提出された資料について概要の説明をお願いいたします。

○環境整備課長

説明のほうが少し長くなりますけれども、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。前回12月に開催をされました本委員会におきまして要求のありました資料について、ご説明いたします。

提出いたしております資料は、「自然環境保全対策審議会会議録(10月20日開催分)」、同じく「(12月22日開催分)会議録」、それから「意見及び見解一覧表」というものと、紙のファイルで綴りました「見解書・添付資料」でございます。なお、事業者のほうが開催をいたしました住民説明会の会議録、これにつきましては、事業者側に確認をいたしましたところ、住民説明会の内容等は部外秘という事がございますということで、お出しすることができませんということでございました。

それでは資料の説明に入らせていただきます。今回のメガソーラー事業計画につきましては、既にご存知のとおり、昨年9月14日に飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出がございまして、そこから12月15日までの間に事業者からの追加資料の提出、また、それに伴う住民説明会が行われて、その後市民からの意見書の提出がありまして、その意見書に対して事業者からの見解書が提出されるなど、当該条例に基づく手続きが行われております。そのような中から10月20日と12月22日の計2回、飯塚市環境保全対策審議会を開催いたしております。その会議録をお手元に配付させていただいておりますので、その内容についてご説明いたします。

まず、資料「10月20日開催分の会議録」をお願いいたします。これは1ページから

24ページまで、その内容を記載しておりますけれども、この分の内容につきましては、昨年の12月15日、当委員会の中で内容等のご説明をさせていただいておりますので、この分につきましては、内容は省略させていただきます。

次に、資料「12月22日開催の会議録」のほうをお願いいたします。まず、市民から出ておりました28件の意見書に対しまして、12月15日、一条工務店側から見解書が提出をされました。そして12月18日、林地開発許可申請に係る市の意見書が県のほうに提出をされました。これを受けまして12月22日に、この2回目の審議会を、うちのほうの審議会を開催いたしております。会議内容につきましては、1ページから18ページまで記載をしております。

1ページをお願いいたします。内容の主な点といたしましては、中段あたりに記載をしております、議題「白旗山メガソーラー事業計画の現況について」ということで、まず当該条例に基づく手続きの進捗、また県が取り扱います、林地開発許可申請の進捗等について、時系列で説明をいたしております。また、住民説明会の状況として一条工務店に対して、市民から多数の意見、要望等がある。ということも、あわせてご説明をさせていただきました。その際、「意見及び見解一覧表」という、また別の資料がございますが、この中のナンバー10になりますけれども、ソーラーパネルを設置した際の電磁波による健康被害、免疫機能を低下させるという意見に対して、一条工務店が示した見解は、環境省がホームページに掲載している、「身の回りの電磁界について（概要版）」の一部抜粋したものを資料で添付しているだけで、今回の事業で設置した際に、どれぐらいの電磁波が出されるのかが分からないので検討しようがないと、また送電施設等の設置場所も不明である。というような意見がありました。これを受けまして、昨年12月25日、次に述べますような内容で、一条工務店に再度資料を求めております。電磁波による健康被害、免疫機能を低下させるという、この意見に対しまして、1つ目、見解書の添付の資料では計画されているソーラーパネルを設置した際の電磁波数値が確認できず、健康被害及び免疫機能を低下させない等の説明が不十分である。2点目に、送電施設等について、計画地のどこに設置されるのかについて、提出している資料では確認できない。3点目に、送電施設等設置後の音の大きさや発熱量について。こういった3点について、詳細がわかる資料の提出を現在求めておりますが、年末、年始を挟んだということもありまして、一条工務店よりは提出時期の猶予という申し出がっておりますことから、現時点では未だ提出はされておられません。提出されましたら、審議会の会長であります馬奈木弁護士にご相談のうえ対応していきたいと考えております。

後は、市が県に提出をいたしました。林地開発許可申請に係る意見書の内容について、質問等があったおりましたが、今後は県が、この林地開発許可申請に基づく決定というものを待って、また今後の対応を考えていくということで、うちのほうの審議会は閉会をいたしております。

以上、少し長くなりましたけれども、資料の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

先ほど委員会の皆さんと関係部署の行政の皆さんとで、現地調査に赴いたわけですけど、その際に、現地近くの公道で多くの違反看板が掲げられておりました。このことについてはですね、いみじくもこの請願を審査している当委員会の委員長が、12月の一般質問で指摘をされて、撤去されていたはずでしたが、これまでの経緯について行政が把握されている内容を、もう一度お聞きしたいと思うのです。何で今このことを、改めてお聞きするかという理由については、市民の皆さんが自分たちの思いや願いを成就させるためには、法令を乗り越えてでも大きく世間にアピールすることが必要であるとか、効果的であるとか、有利になるというよ

うな誤解をされているのであれば、明確に払拭をしておくべきであるのではないかと、私は考えております。また、子どもたちの社会教育上、決してよろしいことではないというふうに思いますので、ぜひ経緯や対応などについてご説明をお願いいたします。

○都市計画課長

街路樹等に設置されております違法広告物につきましては、設置されております看板は違法広告物に該当いたしますことから、10月上旬と中旬に苦情の電話があっておりまして、それぞれ都市計画課にて撤去を行っております。その後の苦情につきましては、設置者がわかったため、設置者と協議を行い、撤去するよう指導いたしました。また、12月中旬には国、県、九電、NTTと合同で、この二瀬地区も含め、市内全域の違法広告物を撤去しております。その後、年明けにも違法広告物に対しての苦情の電話がありましたことから、現地を確認し、街路樹等の禁止物件に設置してある違法広告物については、設置者に撤去するよう指導をしているところでございます。

○上野委員

苦情の電話もあっているということですね。看板にはですね、環境の保全をうたっているものもありまして、共感できる部分もあるのですけれども、この周辺には大学もあって、学園都市にふさわしい景観を形成することも二瀬地区の環境保全に合わせて必要だと思っておりますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

○都市計画課長

質問委員おっしゃるとおり都市計画マスタープランには、二瀬地区につきましては、まちづくり方針として、文教地区にふさわしい落ち着いた景観を守ることが重要であり、景観を阻害する電柱や樹木へ掲示されている違法屋外広告物の規制を強化する地域となっております。市としましては、飯塚市全域で違法広告物がなくなるよう努めていかなければなりません。特に二瀬地区につきましては、先ほども述べましたように文教地区として、都市計画マスタープランの方針に沿って規制を強化していかなければならないと考えております。

○上野委員

現地調査が終わったあと、委員会の皆さんとも少しお話をさせていただいたのですが、あのような違反の看板に対してですね、好感や好意を持たれた委員はお一人もいらっしゃいませんでしたので、このようなことも設置者の方にはお伝えをしていただきたいし、その協議がもう一度行われれば、あのような違反の看板については、速やかに自主的に撤去されるものであろうと、私は信じておりますけれども、もしもこのまま放置されるようなことがあれば、今までの経緯から考えて、大変残念ではありますが、県の条例にのっとった罰則の適用もせざるを得ないのではないかとこのように考えておりますので、このことについても、しっかりと伝えていただきますようお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先日、市長の意見書を提出されたあとのこと、新聞でも拝見したのですけれども、福岡県の森林審議会のほうが開催され、森林保全部会からは、許可は適切との報告があったということですが、市長の意見書を閲覧後に差し戻しというふうになったというふうに聞いております。そこでですね、今回、資料を前回の委員会のときに請求した部分をいただいておりますけれども、市長の意見書も資料要求させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま兼本委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○農林振興課長

ただいま要求のありました資料につきましては、提出をさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配付をさせます。

補足説明があればお願いいたします。

○農林振興課長

それでは、ただいま配付させていただきました林地開発申請に係る市の意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。

提出日は平成27年12月18日でございます。本件は、平成27年9月14日に、株式会社一条工務店が申請をいたしました林地開発許可申請につきまして、11月16日付で、福岡県から森林法第10条の2第6項の規定によりまして、飯塚市に対して意見の照会があったことから、提出を行ったものでございます。

お示しをしております、別紙意見書の写しの1ページをお願いいたします。最初に意見書の本文におきましては、まず、今回の開発行為は面積規模や住宅地との近接など、過去に例をみないものでございます。このことから従前より市長会を通じて大規模太陽光発電設備の立地にあたっては、各自治体の土地利用に関する計画等との整合性を図るため、国におきましても、適正な立地が行われるよう、具体的な法整備を進めるとともに、周辺の環境や景観についての対策等立地の円滑化が図られているのかについても、認定の条件とするよう申し入れをしておりますことから、その問題提起といたしまして、都市計画マスタープランとの整合性や適正な立地計画であるかを審査の基本とするよう記載をしております。次に、許可する場合におきましては、住民の不安払拭のため十二分な対策措置の県による指導や、計画地内に確保される緑地については、住宅地の隣接する箇所に設置のこと。そして、市議会において提出されました請願書に対する付託委員会での審議の概要を別紙で示しているとの記載をしております。

続いて、所定の書式によります項目別の記載では、市役所の関係各課から出されました意見を集約いたしまして、当該項目に記載をしております。まず、市町村の土地利用からみた意見につきましては、飯塚市自然環境保護条例に基づく住民説明会で出された意見や、同条例の規定で設置される審議会での審議経過などを別紙で示しているとの記載、それから建築物を建築する際の注意、調整池の保全、農業用施設への対応、文化財保護における手続き、上水道施設への影響などを記載しております。

次に、災害防止機能につきましては、施工中、施工後における災害の防止、土砂濁水等の流出や崩壊、その他災害への対応を記載しております。

2ページをお願いいたします。続いて、水害防止機能につきましては、雨水流出の抑制計画の検討や周辺住民流末地区住民、水害防止機能に依存する地域への影響が無いよう対応するよう記載をしております。次に、水源涵養機能につきましては、本計画において、森林の保続培養及び水源涵養に支障が生じないように記載をしております。続いて、環境保全につきましては、これも本計画において当該森林の環境保全に依存する地域の環境を悪化させることのないよう記載をしております。最後に、その他といたしまして、開発目的の変更等が生じたときは、関連する各種手続きを遺漏なく行うようを県から指導をするよう記載をしております。

3ページをお願いいたします。このページにつきましては、先ほどご説明をいたしました。飯塚市自然環境保全条例に基づく住民説明会で出されました意見や、同条例の規定で設置される審議会での審議経過などを要約しております。

最後に、4ページ、5ページにかけましては、平成27年12月15日に開催をされました、

市議会市民文教委員会における請願第4号の審議について概要をお示ししております。

以上、簡単ですが、今回提出をいたしました、株式会社一条工務店が申請をいたしました林地開発における福岡県からの照会に対する飯塚市の意見の内容のご説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今お話ありましたところで、最初、開発は許可をするという話から、今回差し戻しといったような形になったわけですが、こういった例というのは、今までもあったのでしょうか。

○農林振興課長

古い記録と言いますか、記憶は私の中にありませんけども、これまで私の経験では、差し戻しとか審議会が継続とかいったことは、記憶としては私としてはしていません。

○兼本委員

そうすると、今回のこの市長の意見書のほうを見られて、森林保全部会のほうも、おそらく、やっぱり、市民の安心・安全のことを考慮したのではないのかなというふうに私は思うのですが、きょうも現場のほうに行かせていただきまして見てきたのですが、いろいろ造成されたりすることによって水の流れというものを考えてあるという説明も受けました。しかし、以前の飯塚市の洪水でもありましたように、どうしても昔の、過去の川であるとか、低いところであるとかということに水というのは、20年、50年とかいった大きな災害の起こるような天候のときにはですね、そういったところに流れていくおそれというのが非常にあるのではないのかなというふうに、今回ちょっと感じました。恐らく、その開発の許可をおろすにあたっては、数字的とか、いろんな意味では、当然、おりにように業者も申請してくるわけですから、これでおりにような形に、もうなるのであるのでしょうかけれども、市民の皆さんの安心というものを考えたときには、その安心ということが果たしてこれで大丈夫なのかということをおもいました。先日も、ちょっと前回の委員会のときも私が話をさせていただいた分で、例えば市独自の条例による建設制限措置の設定であるとか、太陽光発電施設の適正ガイドラインの策定であるとかというものが、市のほうで作成することができるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○環境整備課長

いま質問委員言われます、前回の委員会で独自の条例なりというようなお話がございました。それで、あのあと、先進的な地域ということで、由布市の条例等がございましたものですから、そこに簡単にちょっと確認をさせていただきましたところ、やっぱりその条例はあっても、なかなかその上位法が、他の法律等々によりまして、なかなかその市単独の条例で規制していくのは難しいというような状況もありました。あと、そのやっぱり法律で、これは、きちっとしたものがいるであろうということで、市長会のほうで、国のほうでも要望がなされて、由布市のほうも国のほうにそういった形で要望をされているというようなことでもございました。

○兼本委員

そうすると飯塚市がつくってやるというのは難しいと。おそらく、今の条例自体も今のこの気候にとか、自然環境に、状況も変わってきているわけですから、それに合ったような対応をやっぱり早期にとっていただかないと、やっぱり市民の安心を守ると、当然、安全もですけど、守るというところがやっぱり1番の前提ではないかと思っておりますので、ぜひ、ちょっとその辺も、飯塚市としても考えていただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○環境整備課長

先ほど言いましたように、由布市とかもありまして、ほかに全国的にもこういう問題が起こってあると思いますので、いろんなところの状況を調査研究しながら、こういった対応ができるかということについて、研究していきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今後の県の審議の予定だとか、許可、不許可の見通しなどがわかれば、教えていただけますか。

○農林振興課長

昨日も県のほうに電話で問い合わせをいたしました。次回の県の森林審議会の予定については、今のところまだ未定というようなこととお聞きしております。ただ、審議会を開催するにあたりましては、2週間前にその開催の公表をするというようなことになっておるそうでございますので、今後、2週間以内に開催されるというようなことはございません。開催にあたりましては、2週間前に公表されるというようなことで、その後に許可、不許可というようなことが、最終的に県のほうで判断されるというようなことになってくるかと思っております。

○上野委員

飯塚市では見通しはわからないというふうに認識をしておきます。先ほどちょっと質問の中にもありましたけど、県の市長会のほうからも、国に対しては各自治体の土地利用に関する計画などとの整合性を図るために、具体的な法の整備を進めてくれという意見、また、大規模な太陽光発電の設備の立地にかかる経済産業省が行う設備認定については、周辺の環境や景観への影響について、対策等立地の円滑化、地域トラブルの防止が図られているのかについても、認定の条件とするように要望があつておるといふふうに認識をしております。行政のほうもしっかり働きかけていただいているなというふうに思っておりますが、許可、不許可は県が決めることですので、飯塚市として、また市議会として、メガソーラーに反対して、全国的に不許可になった事例などがあれば教えていただけますか。

○環境整備課長

不許可とかいうことになった事例があるかということですが、私のほう、県のほうにもちょっと確認をさせていただきましたが、福岡県はもとより、そういった事例はない。全国的にもそういったことはいまのところ聞いたことはないというようなことございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤浦委員

県がこれを許可する基準、ちょっとさっき現地視察したときに、そのことはバスの中でお聞きはしましたけど、許可する基準、これは何ですか。

○農林振興課長

森林の、林地開発の許可申請に係ります規定につきましては、森林法で規定されておりました。その第10条の2に、次の各号に該当しないと認めるときは、これを許可しなければならないということ。各号というのが、まず、土砂流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがあること。それから、水害を発生させるおそれがあること。それから、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。それから、環境を著しく悪化させるおそれがあること。等に該当しなければ、許可をしなければならないというふうな森林法の規定になっております。

○藤浦委員

今この申請されているものを見に行きまして、自然環境ですとか、景観にはかなりの影響を及ぼすのではないかなというふうに思うのですよ。だから、そういうおそれがないことというのは、ちょっとおそれがないというふうに判断するのは、ちょっと無理があるかなという気もするのです。それと、これの許可基準の1番頭にきている部分、頭と言うか、許可基準のです。1番柱になっているのは、技術的な問題じゃないですか。その建設の技術とか、あんまりここに出されている、市の意見とか、そういったものについては、ほとんどが配慮されてな

いと、だから差し戻しになっておるわけでしょう。技術的なものについての許可基準があつて、その景観でありますとか、災害でありますとか、そういったものについての配慮というのは、これは、本当にわからない部分というのはたくさんあるのですよね。やってみないとわからない。許可はしましたけれど、そういった災害が起こったというような事例は、先ほどもちょっとありましたけれど、全国的にはまだないのですか、これは。そういった事例はどこかでないのでですか。

○環境整備課長

メガソーラーに関して、設置後に自然災害等で何かそういう被害、災害が起こったかということにつきましては、昨年の8月の台風15号のときに、これは福岡県柳川市の工場の屋根に設置した太陽光パネルが150枚ほど飛んだと。あとは、同じく県内の行橋市のほうでも太陽光パネル950枚が風にあおられて飛んだという事例とか、あとは、全国的には去年大きな災害が起きました鬼怒川の氾濫でございますが、これは設置の前の予定地ということで、造成等が行われておったところが、川の堤防ということで、その鬼怒川が決壊、氾濫をしたというようなそういった事例があつております。

○藤浦委員

まさしく鬼怒川の問題というのは、この太陽光パネルの開発については一番大きな問題を投げかけた事例だっただろうと思うのですよね。これは設置をされたあとではなくて、開発途中にそういったことがあつたということですよ。そういうことで、まったくそういった災害とか環境に対しての懸念というのは、払しょくされるというものじゃないと思うのですよね。県は、そういう許可をしたあとに、そういう災害が起きたときにはですね、どういう対応になるのですか。県とか、例えば我々議会も、何ら責任はないのですか、県にも。

○農林振興課長

ただいま、ご紹介いたしました森林法の関係で、これも同法の第10条の3に監督処分という規定がございまして、開発行為等につきましても不正等があつたりとか、そういった場合については、復旧等を含めて必要な行為を命ずることができるというふうなことで規定がございまして。

○藤浦委員

最初の議論にまた戻りますけれどね、我々飯塚市議会で、これを何らかの形で審議をしてですね、例えば、賛成なり反対なりというような結論をだせるのかなというふうなふうにずっと思っているわけです。この問題が付託されたときからですね。我々に何らそういった権限がないものを県に進達をしても、県が決めるということならば、我々はこの委員会で協議しているこういったことというのは、何か意味があるのかなというふうなふうに思うのですよね。先ほど兼本委員も言われていましたけれど、市のほうで、これは何らかの権限を持った形の条例なり、何なりというものがないと、この市議会の中では協議ができないのではないかなというふうなふうに思うのですよね。どうですか、これをやったところで何か意味があるのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 47

再開 10 : 53

委員会を再開いたします。

○農林振興課長

ただいまのご質問につきましては、あくまでも県のほうが、許認可をいたしますので、権限が県にあるというふうなことでございますので、県の責任において許可されるということで、私どもとしては認識をしております。

○藤浦委員

それは、よくわかります。やっぱり、飯塚市でこれをやっぱり規制をするという意味じゃなくて、もちろん規制もかかってくるのでしょけれど、きちんとした開発がなされるような市としての業者に対してとか、地元に対して、きちんとした説明ができるような条例というものが、やっぱり必要ではないかなというふうに思いますんで、そのところもひとつ検討をしていただきたいというふうように思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 54

再開 11 : 06

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

前回のですね、委員会において、市の隣地開発に伴う意見書については、審査の中で出された意見も盛り込まれた中で提出されたのですが、県の審査は部会への差し戻しとなり、審議会の次回開催日も、まだ、現時点では未定であるとのことです。したがって本請願について判断するためには、県の審議会の動向を把握することが重要であり、それによって市議会としてどう対応していくのか、慎重に判断する必要があると考えます。そこで本日は、継続審査としてはどうかと考えます。委員長においてお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

ただいま勝田委員から、継続審査していただきたい旨の申し出がっておりますが、そのように取り計らってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なし認めます。よって、そのように取り計らわせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきであるということで、継続審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「学力向上施策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

3点ほど質問をさせていただきます。まず1点目は、昨年度の11月か12月サンシャイン 穎田で学力向上フォーラムが開催されたと思いますが、こういった内容で参加対象はどのようになっていたか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

質問委員、ご質問の件でございますけれども、私ども飯塚市教育委員会の主催ということではなくて、筑豊教育事務所の地教連主催で、私ども飯塚市内の穎田地区、穎田公民館で実施をいたしました、筑豊地区学力向上講演会のことをご指摘ではないかなと思っております。その中では筑豊地区の学力向上に資するために、対象者といたしましては、筑豊教育事務所管内の首長、それから教育委員会、それから小中学校長、そういった方々を対象に、学力向上で効果のあがった実践事例の紹介あるいは県の教育委員会のほうから筑豊教育事務所管内の学力の現状や課題、本市もご指導いただいておりますけれども、徹底反復学習、陰山メソッドの陰山英男先生のほうからご講演をいただいたというようなことでございます。このことではなかるうかと思っております。参加状況は100名弱の参加でございました。

○勝田委員

教育委員会の主催ではないとはいいいながらも、学力向上の具体的な施策等の実践発表というようなことがあっているわけでしょう。それもしか、筑豊管内の呼びかけでやっているわけですから、この市民文教委員会の付託案件が学力向上なのですよ。そういったことであれば、前々から言っていますように、こういうものは、やはり市民文教委員の皆さんにもご紹介してですね、ぜひ紹介していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑がありませんか。

○勝田委員

それと次に、学力向上もしくは学力向上施策といった内容を総合教育会議の中で、この話し合いはされていないのでしょうか。

○学校教育課長

本年度、総合教育会議が2回実施をされておりますけども、第1回目の折に、飯塚市が目指す教育ということで、毎年度市民の方々、保護者の方々に配布させていただいているリーフレットを元に学力向上施策につきましても、ご説明を申し上げたところでございます。

○勝田委員

であるのであれば、私、9月議会でも申したのですが、やはりこの総合教育会議というのは学力向上の施策の大きな柱にもなると思うのですよね。それで、これも合わせて、年に2回か3回ぐらいしか回数に限られていて、そしてしかも何ていうのですかね、第1回目はたしか大綱作りが主だったと思います。そして、2回目の参加、私は個人的にしたのですが、また3回目が2月にあるというふうに聞いているのですが、これもあわせてですね、大切なものが、これ初年度ですので、ぜひやっぱり市民文教委員さんにも声かけを、是非お願いしたいということで、9月にしていましたので、全く来てないのでね、ぜひよろしく願いしたいと思います。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「まちづくりの推進について」を議題といたします。

「地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化に向けた検討課題について」執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

まちづくりの推進に関し、現在検討しております、地区公民館のコミュニティセンター、仮称でございますが、コミュニティセンター化に向けた検討課題について、お手元に配付をさせていただいております資料をもとに、ご説明をさせていただきます。

地区公民館のコミュニティセンター化につきましては、これまでに一般質問等でも何度かご質問をいただいているところでございます。その中でコミュニティセンター化に向けた検討を行っているという答弁をさせていただいてきておりますが、この間地区公民館を所管しております教育委員会部局の関係課等と協議を進めつつ、あわせて先進地の調査や視察を行う中での検討課題をまとめたものを、お手元に配付させていただいている次第でございます。

まず、はじめに、コミュニティセンター化に向けた市の方向性については現時点ではまだ確定ではございません。今後も引き続き行います教育委員会部局との協議や、市民文教委員会の皆様方、さらには各まちづくり協議会の代表者の方々と意見交換を行い、それぞれのご意見やご提案を踏まえ、今後煮詰めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料の中では中央公民館にあるコミュニティセンターと混同してはいけないので、コミュニティセンター（仮称）と記載しておりますが、説明の便宜上、コミュニティセンターという名称で説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。「1 各種計画におけるコミュニティセンター（仮称）化の表記」をごらんください。ここには各種計画において活動拠点の整備を記載した箇所を抜粋しております。

(1) では平成19年9月に策定されました第1次飯塚市総合計画の37ページに、コミュニティ組織づくりとまちづくり活動の推進の方向として、「少子高齢化による、1つの自治会では対応できない課題を解決するとともに、地域住民の知恵や工夫をまちづくりに生かすために一定の地域と協力して取り組むことが出来るようなコミュニティ組織作りを図ります。」とあり、その部分がいわゆるまちづくり協議会のことを指すわけですが、その後段には、「その活動の内容を充実・発展させることができ、かつ市民が気軽に集える活動拠点の整備に努めます。」と期待をされております。

(2) では、平成21年2月に策定されました、飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画の32ページに、地区公民館の見直しの具体的な内容といたしまして、「地区公民館は社会教育活動の普及啓発を行うのみでなく、市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設であることから、地域住民や関係団体等と連携・協力し、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を積極的に支援できる体制を構築しながら、平成23年度には地区コミュニティセンターとして再整備する。」と記載をされております。まちづくり協議会が全て設立されたのが、平成25年3月であったことから、コミュニティセンター化に向けた具体的な検討は、これまでなかなかできておりませんでした。各地区的まちづくり協議会の活動が少しずつではございますが形になってきている中で、市としての方向性を示す段階に来ております。

続きまして、「2 地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化に向けた検討課題」をごらんください。これはコミュニティセンター化に向けた検討を進めるに当たり、各まちづくり協議会や市の現状を(1)から(5)にまとめたものでございます。まず、まちづくり協議会においては、現状の課題や急激な人口動態の変化に伴う新たな課題について対応を解決していく必要がございます。しかし、これらの課題解決に際し、現在の地区公民館は社会教育法に基づいて建築された施設であるため、まちづくり協議会が地区公民館を利用する際は、社会教育法にのっとって行う必要があるなど、一定の制約がございます。そこで、地区公民館をコミュニティセンター化し、その運営方法については各地区的まちづくり協議会の現状を踏まえ、最適な方法を検討することとします。そのため、コミュニティセンター化について、各まちづくり協議会の代表者の方々と意見交換会を開催する予定で、現在準備を行っております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「3 地区公民館とコミュニティセンターの比較」をごらんください。これは地区公民館とコミュニティセンターの違いを(1)から(4)にまとめたものでございます。まず最も大きな違いといたしまして、地区公民館は社会教育施設であるわけですが、コミュニティセンターは社会教育に加え、まちづくりや地域福祉を行う複合施設として位置づけることとしております。したがって、社会教育事業は、コミュニティセンターになった後も現行と同様の事業を行ってまいります。次に、現在の地区公民館は自治体の直営でございますが、コミュニティセンター化後には、市の直営、業務委託、指定管理と自治体によって異なる運営がなされております。また、コミュニティセンターでは営利を目的とした事業、いわゆる収益事業も行うことができるようになっております。これらの内容を地区公民館とコミュニティセンターの比較として1つの表にまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

あわせて、参考資料といたしまして、先進地の事例をまとめたA3サイズの別紙もあわ

せて添付をさせていただいております。この資料は、現在コミュニティセンターを設置し、地域コミュニティが活用している先進地の中からまちづくり推進課で調査や視察行った内容を一覧表にまとめたものでございます。1枚目が福岡県内の自治体、2枚目が県外の自治体で実際に調査あるいは視察に伺った内容を載せております。また、比較といたしまして、2枚目の1番右端には本市の現状もあわせて記載をしております。表の左側に自治体の概要、コミュニティ組織の概要、拠点施設の概要と分けておりますが、特に注目していただきたい点といたしまして、表の中段にございます、施設運営の箇所がございます。そこに各自自治体でのコミュニティセンターの運営形態を記載しておりますが、自治体によって先ほど申しましたように、指定管理、業務委託、市の直営とさまざまな形態がございますので、本市といたしまして、この部分が非常に重要なところになると考えているところでございます。以上が現時点での検討状況でございます。

繰り返しになりますが、コミュニティセンター化に向けた市の方向性については、現時点では未定でございます。今後も引き続き行います教育委員会部局との協議や、各まちづくり協議会の代表者の方々とも本件につきまして意見交換をさせていただく機会を設けておりますし、非常に重要な案件であろうと考えておりますので、市民文教委員の皆様からも、さまざまなご意見をお伺いしたいと考えております。それらのご意見をいただいた中でコミュニティセンター化の方向性を修正するような場合は、適宜ご報告をさせていただきたいと考えております。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

○兼本委員

今ちょっとこの資料いただいて、拝見させていただきましたが、地区公民館とコミュニティセンター化をした場合の大きなそのメリットといったものはどういったものがあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

コミュニティセンターになると各協議会が抱える課題に応じた事業が実施しやすくなると考えており、その点は大きなメリットであると考えているところです。その1つといたしまして、収益事業ができるということは大きなメリットであると考えており、例えば、買い物弱者対策としてコミュニティセンターを活用して朝市を行うということも可能になってまいります。現在の公民館では、社会教育施設であるという性質上、そのような事業がしづらい。あるいはできないという点がございます。今後、少子高齢化、核家族化などの急激な生活様式の変化等を見据えた場合、各まちづくり協議会において様々な問題が生じ、それに対応できる多様な事業をしていく必要があると考えられますので、なるべく早い時期に、方向性も決めてまいりたいと思っております。

○兼本委員

次に、他の自治体の状況の中で、2ページなのですが、3の1ですかね、地区公民館が社会教育施設であることに対し、コミュニティセンターは社会教育に加えまちづくり及び地域福祉を行う複合施設として位置づけていますという他の自治体の状況があるわけですよね。今飯塚でも地区公民館で行われている、例えば公民館まつりであるとか、その他いろいろなイベントごととかというのがありますがけれども、そういったものも、このコミュニティセンター化になった場合には、まちづくり協議会でやっていくというような形に、その引き継いでいくような形を考えていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

今質問委員言われますとおり、現在行っている事業をそのまま引き継いでいただく、それに

加えて社会教育、現在行っている事業に加えて、まちづくり、それから、地域福祉もあわせてやっていただきたいというふうに考えております。

○兼本委員

わかりました。それと先ほど課長おっしゃられていました、施設の運営の方法なのですが、いろんな市によってさまざまな運営の体制をとられてあると思います。私ども、1番例えはもしコミュニティセンター化になった場合に、運営体制というところで、どういった部分がいいのかというところの、例えば指定管理がいいのか、市の直営がいいのか、業務委託がいいのかといったところの、それぞれのメリットであるとか、そういったところを、もしよろしければ教えていただければ、その地域によって、やっぱりそのまちづくり協議会の今現状も違うと思いますし、じゃあどれでいこうかといった時に、どういった方向でいいのかというの、ちょっと分かりかねるところがあるかと思いますが、そういうところもちょっと調べていただければ、ありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

地区公民館のコミュニティセンター化ということで、今から検討されていくのだと思いますが、1点だけ教えてください。時期については、今から詰めていきますということで、12地区ありますけども、すべて同じ時期に実施をされるのですか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の進捗状況につきましては、12地区それぞればらばらでございます。コミュニティセンター化を同時に行うということは、現実問題として難しいであろうと考えております。各まちづくり協議会の合意形成、それから人員体制等の調整が整い次第、適宜コミュニティセンター化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「マイナンバーカードの交付事務の経過について」報告を求めます。

○市民課長

マイナンバーカードの交付事務の経過についてご報告いたします。平成27年9月穂波支所内にマイナンバー事務センターを設置。10月には委託によるコールセンターを設置して、マイナンバー制度及び郵便の返戻等に対する問い合わせなどの対応態勢を整えました。通知カードの発送が当初の予定より大幅に遅れ、本市については、11月下旬より郵送が始まりましたが、これに合わせ、本庁及び各支所において、顔写真撮影を含めた申請書の記載支援を現在も行っております。

昨年末に、マイナンバーカードの作成を行う、地方公共団体情報システム機構より、12月23日現在、本市分のマイナンバーカードの申請件数は、1607件との通知を受けております。

通知カードは、総数61695通送られておりますが、保管期間の経過等の理由により、通

知カードが市に返戻された通数は7257通で、11.8%が返戻されたこととなります。昨日、1月13日までに、そのうちの2300通の受け渡しが終わっております。また、今月末までには通知カードの受領を促す文書を郵送する予定でございます。

機構にて作成されたマイナンバーカードは、1月から順次、市に送付されることになっており、市では送付を受けたカードを検品、その後、申請者へ交付日時についての通知を送付し、本人に来庁いただき、確実に本人確認を行ったうえでお手渡しすることといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

1点お願いです。紙ベースの資料を是非報告の際にはつけていただくと、言葉で数字等言われてもなかなか議事録を上げないと、私たち手元に残りませんので、お願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「小中一貫校建設工事の進捗状況について」報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「小中一貫校建設工事の進捗状況について」ご報告をいたします。

昨年11月13日の市民文教委員会におきます幸袋小中一貫校建設工事等スケジュールの報告の際に、建築工事の遅れにつきましてはご報告をさせていただきましたが、その後の工事の遅れに伴います今後のスケジュールにつきましてご報告させていただくものでございます。お手元に配付させていただいております、A3サイズの資料、「幸袋小中一貫校建設工事等スケジュールについて」をご覧ください。

まず、はじめに、今後のスケジュールとしましては、1、平成28年6月に新校舎が完成します。2、幸袋小学校・中学校は、夏休み期間中に新校舎に引越し、2学期から新校舎の使用を開始いたします。3、新校舎完成後、既存校舎の解体やグラウンド造成工事などを平成30年3月まで行います。4、目尾小学校は、平成29年3月に引越しします。5、平成29年4月から新校舎で小中一貫校を開校させていただきます。6、平成30年3月に小中一貫校施設全体が完成するという形となっております。

なお、資料中段にはスケジュール表としまして、上段に変更後、下段に変更前として記載をさせていただいております。また昨年委員会におきましても報告をさせていただきましたが、これまで自治会長会での説明や幸袋小学校、中学校での説明会。目尾小学校では、2回の説明会を開かせていただき、ご意見をいただきましたが、その主な内容としましては、繰り返しとなりますけれども、来年9月の2学期から幸袋小中学校が新しい校舎を使用しますが、同じ時期に目尾小学校も一緒になり開校することができないのか。また、新しい校舎に入ることを楽しみにしていた子どもたちの気持ちへの対応をしっかりとしてもらいたい。子どもたちの安全面を考え、施設全体が完了する平成30年4月に開校できないのか。新しい校舎に後から入る子どもたちの気持ちを考え、幸袋小中学校の新校舎移転を、平成29年3月として同時に引越しできないのか。などございました。このような意見を踏まえまして、教育委員会といたしましては、平成28年9月から幸袋小学校、幸袋中学校の児童生徒は新しい校舎に入り学校生活を始めます。目尾小学校の児童と共に小中一貫教育を行うためには、目尾小学校から新校舎へバスで送迎し、合同授業を行うようにいたしておりますけれども、できるだけ早い時期に本格的な小中一貫教育を始めたいと考えているところでございます。

また、メイングラウンドの完成は平成30年3月ですが、サブグラウンドにつきましては、

平成29年7月には完成し、小学校の体育授業などがこのグラウンドでできるようになります。平成28年9月の時点では、スクールバスを新校舎の新しい場所につけることができませんけれども、旧校舎の解体が終わりまして、造成工事がある程度進んだ平成29年4月以降には、スクールバスの発着も安全に行うことができるようになることなどを総合的に判断させていただきまして、このようなスケジュールとさせていただくものでございます。

以上簡単ではございますが、幸袋小中一貫校建設工事等のスケジュール等についてのご説明とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。